

平成24年5月21日

各位

自由民主党 政務調査会
財務金融部会
部会長 西村 康 稔

「財務金融部会」
「財務金融部会及び財務金融部会・
小口金融市場に関する小委員会合同会議」
開催のご案内

標記の件、下記により会議を開催いたします。ご出席頂きますようご案内申し上げます。

記

「財務金融部会」

日時 平成24年5月23日(水) 9時～
場所 党本部7階 705号室
議題 金融商品取引法等の一部を改正する法律案【閣法】

「財務金融部会及び財務金融部会・小口金融市場に関する小委員会合同会議」

日時 平成24年5月23日(水) 財務金融部会終了後～
場所 党本部7階 705号室
議題 取りまとめ(案)について

※ 「財務金融部会」終了後、引き続き合同会議を開催致します。

以上

利息制限法等改正案のあらまし（事務局案）

一 上限金利規制の見直し（利息制限法及び出資法の改正）

民事上の上限金利（利息制限法）と、金融機関及び貸金業者に対する刑事上の上限金利（出資法）を同一のものとした上で、上限として年利30%を目途として変動金利制を導入する。

《参考》短くとも6カ月ごとに政令で定める変動金利制（銀行間取引金利+25%）。

二 総量規制の撤廃（貸金業法の改正）

現行の総量規制は設置基準に合理性を欠くだけでなく、債務者保護として機能していない。因って、以下三で提言するクレジット・カウンセリング制度を強化する代替として本規制を撤廃する。

三 クレジット・カウンセリング制度の強化（貸金業法の改正）

返済困難者には大きく2つのタイプが存在する。①収入減少・途絶が原因による者、②性癖や依存症を抱える等の金銭管理能力が未熟な者。しかしながら、現在は法的債務整理に偏っているため、タイプ①の返済困難者は整理後に生活・事業再建が困難となり、タイプ②はヤミ金融被害に遭ったりする等、何ら問題解決がはかられていない。タイプ①の返済困難者に対しては返済条件の緩和などで貸し手が救済の役割を果たし、タイプ②は行政が対応に当たるべきである。因って、消費者信用市場における横断的な金銭カウンセリング体制を整備すると同時に、自治体との連携を強化して重層的な相談機能を構築する。

1. タイプ①に分類される返済困難者の救済に関しては、生活・事業再建の視点を強め、業界カウンセリング機関（日本貸金業協会や日本クレジット・カウンセリング協会）は再建型プランを提供し、相談者を継続的に支援する。また自治体はタイプ①の返済困難者を業界カウンセリング機関に斡旋する。
2. タイプ②の返済困難者への個別の金銭カウンセリング体制を強化する。ここで貸し手はタイプ②の返済困難者を発見した場合、速やかに自治体の相談窓口へ誘導する。自治体の相談窓口は福祉部門との連携をはかり、長期持続的な支援を行える体制を構築する。
3. 業界カウンセリング機関は自治体と連携して、債務整理者やヤミ金融被害者に対して金銭管理教育を提供し、再発防止に努める。
4. 将来的に金銭カウンセラーの資格を認定し、経済的に自立できる民間の金銭カウンセラー育成を目指す。

四 ヤミ金融業者の摘発強化と適正業者の育成（貸金業法及び割賦販売法）

横行するソフトヤミ金融の摘発強化のための体制を再構築する。同時に偽装ヤミ金融業者を摘発するために新たな立法を検討する。特に法改正後、クレジットカードのショッピング枠を現金化するカード現金化商法の跋扈が目立つことから、金融庁と経済産業省の連携を強化しカード現金化業者の撲滅をはかる。

また貸金業者の日本貸金業協会への加入を義務付け、同時に加入要件を見直す。因って、適正業者の育成をはかり一層の監督体制を推進する。

《参考》現状、ヤミ金融業者の携帯電話の所有者を照会できる権限は警察のみ。口座凍結は国若しくは警察、弁護士、司法書士のみ。この権限を自治体の相談窓口を持たせ、同時に警察との連携を高める。

以上